

令和7年5月23日版

佐世保市 外国人IT人材 雇用促進補助金

－申請の手引き－

<申請受付期間>

令和7年5月23日（金）～令和8年3月31日（火）

<申請書提出先>

【提出先】

〒857-8585

佐世保市八幡町1-10

佐世保市経済部商工労働課

<お問い合わせ先>

佐世保市 経済部 商工労働課

担当 荒木、池淵

（電話番号）0956-24-1111（内線3003）

（受付時間）8:30～17:15

（土・日・祝日除く）

1 事業の目的

本事業では、社会全体のデジタル化の進展によって日本国内のＩＴ人材の不足が見込まれる中、ＩＴ人材の確保を支援し、市内企業の人材不足の緩和・解消を図ることを目的として、予算の定めるところにより、佐世保市外国人ＩＴ人材雇用促進補助金を交付いたします。

その交付については、佐世保市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 53 号）、その他の法令等の定めによるほか、佐世保市外国人ＩＴ人材雇用促進補助金交付要綱及びこの「申請の手引き」の定めるところによるものです。

2 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、当該補助金に係る交付の申請をする日現在において、次に掲げる要件を満たすものです。

- （１）市内に本社又は事業所を有する中小企業者（みなし大企業を除く。）であること
- （２）国、県、市等の助成制度による同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けていないこと（佐世保市外国人材受入・定着促進補助金との併用も不可とする。）
- （３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む者でないこと
- （４）市税の滞納がないこと

3 補助対象事業

令和 7 年 4 月 1 日から当該申請をする日までに、有料職業紹介を利用する手法により、外国人ＩＴ人材（バングラデシュＩＴ人材※¹ 又はその他の外国人ＩＴ人材※²）の本採用（正規の職員として採用し、かつ、採用後の就業場所及び居住場所を本市の区域内とするものに限る。）し、補助対象経費の支払いが完了する事業。

※ 1 バングラデシュＩＴ人材…

B-J-E-T 長崎県モデル（バングラデシュノースサウス大学及び国立大学法人長崎大学等が連携して実施する日本での就職を目的としたバングラデシュＩＴ人材向け履修証明プログラム）を修了したＩＴ人材

※ B-J-E-T 長崎県モデルの詳細については、長崎県ＨＰをご参照下さい。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/koyosokushin-shokugyonoryokukaihatsu/httpwww-pref-nagasaki-jpsectionwakamonoindex-html/bangladesh/>

※2 その他の外国人 I T 人材…

バングラデシュ I T 人材を除く外国人 I T 人材で、入管法別表第一の二の表の上欄に掲げる外国人の技術・人文知識・国際業務の資格をもって在留する者で、I T 分野に従事する人材（プログラマー、システムエンジニア、技術研究開発従事者等）

4 補助対象経費

外国人 I T 人材の本採用をする際に、**人材紹介会社**（職業安定法第 30 条に規定する有料職業紹介事業者）に対して支払った**人材紹介手数料**（職業安定法第 32 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する手数料）。

【注 1】 令和 7 年 4 月 1 日から当該申請をする日までに支払った経費に限ります。

【注 2】 補助対象経費は、「消費税及び地方消費税」を除いた額とします。

5 補助率及び補助限度額

- （１）補助率 … 補助対象経費の 2 分の 1 以内（※千円未満の端数は切捨て）
- （２）補助限度額 … 外国人 I T 人材 1 人あたり 7 0 万円（同一年度あたり 2 人を限度）

6 申請受付期間

令和 7 年 5 月 2 3 日（金）から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで（消印有効）

※申請が予算の上限に達した場合は、受付期間内であっても受付を終了する場合があります。

7 申請方法

申請は、窓口への持参 または 郵送 にて受け付けます。

なお、申請書類の提出及び申請に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

< 申請書類提出先 >

《提出先》〒857-8585 佐世保市八幡町 1-10

佐世保市経済部商工労働課

※申請書郵送の際には、表面に「外国人 I T 人材雇用促進補助金申請関係書類在中」とご記載ください。

※レターパックや簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で郵送してください。

< お問い合わせ先 >

佐世保市 経済部 商工労働課 担当 荒木、池淵

（電話番号）0956-24-1111（内線 3003）

（受付時間）8：30～17：15（土・日・祝日除く）

8 申請に必要な書類等

交付申請時に必要な書類は以下のとおりです。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助対象経費の支払いを証する書類（請求書、領収書等）
- (3) 登記事項証明書等の本市に事業所を有することを証する書類
- (4) 市税に滞納のない証明書
- (5) 雇用契約書又は労働条件通知書の写し
- (6) 雇用保険被保険者等確認通知書の写し
- (7) 求人の申込みをしたことを証する書類
- (8) 人材紹介会社から発行された雇用する外国人 I T 人材の業務経歴書
- (9) 雇用する外国人 I T 人材が本市に居住することが確認できる書類
- (10) 雇用するバングラデシュ I T 人材に係る B - J E T 長崎県モデルを修了したことを証する書類
（※バングラデシュ I T 人材の雇用の場合のみ）
- (11) 雇用するバングラデシュ I T 人材が国内で就労可能な在留資格を有することが確認できる書類
（※バングラデシュ I T 人材の雇用の場合のみ）
- (12) 雇用するその他の外国人 I T 人材が技術・人文知識・国際業務の在留資格を有することが確認できる書類（※その他の外国人 I T 人材の雇用の場合のみ）

※申請のタイミングは、外国人 I T 人材の本採用及び経費支払の完了後になります。

申請をいただいた後に、市において内容を審査し、申請の内容が適切と認められる場合には、**補助金交付決定等通知書兼確定通知書**をお送りいたします。

9 その他注意事項

- (1) 本申請に係る書類一式については、事業が完了した翌年度から起算して5年間、保管してください。
- (2) 雇用した外国人 I T 人材が6ヶ月以内に離職したときは、速やかに人材離職報告書（様式第5号）により報告してください。この場合において、補助事業者が人材紹介手数料の全部又は一部の返還を受けたときは、当該返還を受けた人材紹介手数料のうち補助金相当額の返還を求めます。
- (3) 事業終了後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の交付決定を取り消すとともに、期限を定めて補助金の返還を求めます。